

遠距離通学費補助金のご案内

静岡県では、通学する方の経費負担の軽減を図るため、条件を満たす方に対して補助金を交付しています。条件を確認のうえ、希望する場合は、事務室に御連絡ください。

沼津西高等学校事務室

1 補助対象条件（次の(1)～(3)全てに該当していること）

- (1) 1年生・・・入学式またはその翌日に有効な定期券で通学している。
2・3年生・・・4月1日に有効な定期券で通学している。
- (2) 1か月の利用交通機関の定期券購入費が月額15,000円を超えている。
※回数券不可（ただし、交通機関が定期券を発行していない場合は対象）
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護を受けている者（ただし、生業扶助のうち高等学校等就学費が給付されない者）
 - イ 里親若しくは保護受託者に委託され、又は児童養護施設に入所している者
 - ウ 同一世帯の者が市町から就学援助を受けている者
 - エ 市町村民税を納付しないこととなった者又は市町民税の均等割のみを納付している者
 - オ 保護者全員の県民税所得割の額と市町民税所得割の額を足した金額が85,500円未満である者

2 補助額

利用公共交通機関ごとの1箇月分の定期券購入費の合計額から15,000円を控除して得た額に、通学延べ月数を乗じて得た額の2分の1以内

【計算例】 1か月の定期券が19,000円の場合（1年生）
 $(19,000円 - 15,000円) \times 11月 \times 1/2 = 22,000円$ （年間額）
※8月分及び3年生の3月分は除く
※1,000円未満は切り捨て

3 申込み

- ・希望する場合は、令和5年6月23日（金）までに、事務室へ御連絡ください。
- ・電話にて条件を確認し、必要な書類をお伝えしますので、事務室に提出してください。
（提出期限：6月30日（金））

【必要書類】

- ①申請書（全員提出 連絡があった方に配布）
- ②定期券等のコピー（全員提出）
- ③「1(3)ア～オ」のいずれかを証明できる書類